

JMCC通信

VOL.66

発行日/2026年 3月吉日 発行/日本医療介護協同組合 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目4番地8号 <https://jmcc.or.jp/>



特定技能1号の在留期間の取り扱い変更 —更新・変更申請で最長3年の許可が可能に—

前回に引き続き、**特定技能制度の運用要領および改正内容**についてお話しします。2025年9月30日、特定技能制度の運用要領および省令が改正され、特定技能1号の在留期間の取り扱いについて新たな内容が発表されました。

■ 改正前

特定技能1号の在留期間は、「1年以内が原則」とされていました。

■ 改正後（2025年9月30日 運用要領改定）

最長3年までの在留が可能となりました。



ただし、この「最長3年」は、すべての申請や更新に自動的に適用されるわけではありません。対象となるのは、

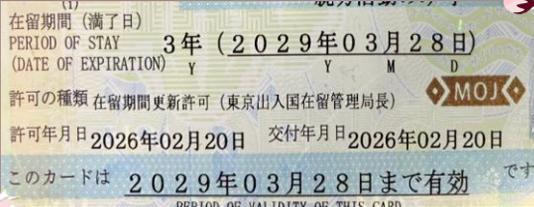
■ 在留資格変更許可申請

■ 在留資格更新許可申請



です。

一方で、在留資格認定証明書交付申請（海外から新たに呼び寄せる場合）については、今回の改正の対象外となるため、これまでの期間設定が適用される可能性があります。特定技能制度は運用の見直しが続いていますので、外国人材の受け入れや在留資格の更新を行う際には、最新の情報を確認することが大切です。



当組合の特定技能の方も
3年間の在留資格をいただきました♪



ちょこっと豆知識

イスラム教のイドゥル・フィトリ

イドゥル・フィトリ (Eid al-Fitr) は、イスラム教の重要な祝祭日の一つで、**ラマダン（断食月）の終了を祝うお祭り**です。この日は、イスラム暦のシャワール月の最初の日に行われ、イスラム教徒にとって特別な意味を持ちます。イドゥル・フィトリでは、断食を終えたことを祝うために、特別な集団祈り（サラート・アル=イード）に参加し、ザカート・アル=フィトルと呼ばれる慈善を行うことが推奨されています。多くのイスラム教徒は、家族や友人との食事を共にし、豊かな食事を楽しむことが一般的です。インドネシアでは、今年**3月21日～22日**に行われます。



実習生入国レポート： 一人ひとりに寄り添うサポートの現場

今年に入り、技能実習生が入国しました。

採用から入国まで時間がかかりましたが、本人も「やっと日本に来られた」と、とても嬉しそうでした。



成田に到着



施設ロビー

今回は1人での採用だったため、入国後講習も一人での参加。「さみしくない？」と聞くと、「（研修所には）ミャンマーの先輩がいるので大丈夫です」と笑顔で答えてくれました。

入国後講習では、日本での生活ルールや日本語、仕事の基本を学びます。同じ国の先輩の存在は、大きな支えになります。

あっという間に講習も終了し、施設へ向かう日を迎えました。

ちょうど桃の節句の日で、日本の季節行事を感じながら新生活が始まりました。

監理団体として、施設で安心して長く働けるよう定着支援を行うとともに、外国人材が不安なく過ごせるよう、入国後から配属後まで丁寧にサポートしていきたいと改めて感じた一日でした。



施設でも可愛がられていました



顔を合わせて安心を届ける ～ 信頼関係を大切にするサポート

毎月行っている**定期面談**では、外国人材とLINEなどで連絡を取り合うだけでは分からない、彼女たちの気持ちや悩みを直接感じることができます。

実際に顔を合わせてお話しすることで、安心感が生まれるだけでなく、信頼関係も自然に深まります。

組合では、こうした対面でのコミュニケーションを大切にしながら、外国人材が日本での生活や仕事に不安なく取り組めるよう、きめ細やかにサポートしています。



お問い合わせは
こちらへ



Japan Medical & Care Cooperative

日本医療介護協同組合 <https://jmcc.or.jp/>

〒101-0055 東京都千代田区神田錦町1丁目4番地8号
ブロードビル

TEL 03-3221-7010

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-311547
監理団体許可番号許 許1804000187
登録支援機関登録番号 20登-003476

